

学校体育施設開放事業使用団体 各位

五所川原市教育委員会
教育長 原 真 紀（公印省略）

新型コロナウイルス感染予防対策に伴う学校体育施設開放事業
の一部使用制限期間の延長について

県及び五所川原保健所管内の新型コロナウイルス感染症の感染者の状況を考慮し、感染拡大を防止するため、下記のとおり学校体育施設開放事業について一部使用制限の期間を延長いたします。ご理解とご協力をお願いします。

記

1 利用制限期間

令和4年4月1日(金) から~~令和4年4月7日(木)~~ 令和4年4月10日(日) まで
※ 学校行事により使用できない場合がありますので、使用については必ず学校に確認をお願いします。

2 制限期間内の制限内容

団体種別	制限内容
学校部活動 (学校部活動から社会体育へ移行したスポーツ団体含む。)	使用団体の責任において感染予防対策を徹底することを条件として使用できます。
主に高校生以下を対象としている団体（高校生以下を対象としたスポーツ教室等）	
上記に当てはまらない団体	使用できません。

活動する際は、3つの条件（密閉、密集、密接）の重なりを防ぎ、次に掲げる事項に注意してください。

- 活動に当たっては下記の項目を徹底すること。
 - ①指導者が必ず指導に立ち、3つの条件の重なりがない状況を作ること。
 - ②屋内で行う活動については、換気の他に使用者の触れる箇所の清掃など、感染拡大防止の防護措置を講じること。
 - ③熱があるとき、咳が出るとき、くしゃみが出るときは、活動に参加させないこと。
 - ④活動時間を必要最小限とすること。
 - ⑤閉鎖空間で行う活動で、3つの条件の重なりが改善されない場合には、活動を自粛すること。
 - ⑥活動中であっても手洗い等、感染予防対策を講じること。
 - ⑦運動不足となっている方がいることが考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担がかかる運動を避けるなど、活動する方のけが防止には十分に留意すること。
 - ⑧終了後は、手指だけではなく顔を洗うなどの感染予防を行うこと。
- (2) 共用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、使用者間で不必要に使い回しをしないこと。
- (3) 汗を拭くタオル等については個人持ちとし、複数枚準備させるなどして共用しないこと。